

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

平成29年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務	
②事務の概要	健康増進法に基づき、成人健(検)診情報の管理、案内・結果通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 各種がん検診等の対象者を抽出し、該当する個人の個人番号を利用して、受付事務を行い、結果を管理 また、健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認	
③システムの名称	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
・住民健診システム		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の76の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第54条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民課	
②所属長	市民課長 田之上 和美	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]